

資料編

1 要請事項等年譜

年月日	件名	要請概要
15・5・7	米原子力空母カールビンソンの横須賀港寄港について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	艦載機を厚木基地に飛来させないこと、航行の安全確保の徹底、規律保持を要請
5・14	米軍人による傷害事件について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	綱紀粛正、再発防止を要請
5・23	米軍ヘリコプターの不時着について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	事故防止に万全を期すること、航空機の整備点検、安全教育の徹底
5・28	米軍人による交通死亡事故について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	教育訓練の徹底、再発防止、迅速な被害者救済を要請
6・19	米軍人による交通事故について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	教育訓練の徹底、再発防止、迅速な被害者救済を要請
6・30	最近の厚木基地周辺における航空機騒音について －知事、周辺7市長－	全ての訓練を硫黄島で実施すること、NLP直前の訓練による騒音の解消を要請
7・18	基地問題に関する要望 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	基地の整理・縮小・早期返還の推進、厚木基地における航空機騒音の解消、原子力艦の事故による原子力災害対策の確立、日米地位協定の見直しなどを要請
8・1	米軍人による強盗傷害事件に係る要請について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	綱紀粛正及び再発防止を要請
8・6	厚木基地に関する要望 －市長、正副議長、正副基地特委員長－	厚木基地の整理、縮小、返還及びNLPの硫黄島での完全実施、及び恒久的施設の早期決定を要請
10・14	厚木基地におけるNLP中止要請 －市長－	全ての訓練を硫黄島で実施すること、NLP直前の訓練による騒音の解消を要請
10・14	厚木基地における夜間連続離着陸訓練の中止要請 －知事、周辺7市長－	全ての訓練を硫黄島で実施すること、NLP直前の訓練による騒音の解消を要請
11・19	厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等について －厚木基地騒音対策協議会－	騒音問題の解決を図るため、直結方式や硫黄島での予備日の設定など硫黄島NLP全面実施に必要な措置を検討すること、またNLP直前の集中訓練も硫黄島で実施するなど騒音解消に努めると共に、事前情報の提供や住民への説明を行うよう要請
12・12	年末年始の一切の飛行活動停止について －市長、正副議長、正副基地特委員長－	年末年始における飛行活動の自粛について要請
16・1・7	米軍人による交通死亡事故について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	教育訓練の徹底、再発防止、迅速な被害者救済を要請
1・26	厚木基地におけるNLP中止について －市長－	全ての訓練を硫黄島で実施することを要請
1・27	厚木基地における夜間連続離着陸訓練の中止要請 －知事、周辺7市長－	全ての訓練を硫黄島で実施すること、NLP直前の訓練による騒音の解消を要請
5・26	米軍人による交通事故 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	教育の徹底等により事故再発防止を口頭要請

6・21	最近の厚木基地周辺における航空機騒音について －市長－	航空機の騒音軽減措置の遵守を口頭要請
6・24	厚木基地における夜間連続離着陸訓練の中止について －知事、周辺7市長－	全ての訓練を硫黄島で実施すること、的確な情報提供を要請
6・25	厚木基地におけるNLPの中止について －市長－	厚木基地でのNLP中止と硫黄島への全面移転について要請
7・8	基地問題に関する要望 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	基地の整理・縮小・早期返還の推進、厚木基地における航空機騒音の解消、原子力艦の事故による原子力災害対策の確立、日米地位協定の見直しなどを要請
7・20	米軍ヘリコプターからの弾薬落下事故について －市長－	原因究明、事故の再発防止、安全対策の確立を要請
7・20	米軍ヘリコプターからの弾薬落下事故について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	原因究明、事故の再発防止、安全対策の確立を要請
7・29	銃弾落下事故に係る今後の安全対策について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	未発見銃弾の発見に全力をあげること、住民の安全確保のための広報をすることと、原因の究明と具体的な再発防止策を講ずることを口頭要請
8・4	厚木基地に関する要望 －市長、正副議長、正副基地特委員長－	基地の整理・縮小・返還、騒音対策等を要請
8・9	米海軍軍事郵便を利用した麻薬の密輸事件について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	日米地位協定に基づく制度の適正な運用と教育の徹底を口頭要請
8・23	厚木基地への新機種の追加配備について －知事、周辺7市長－	基地周辺の騒音被害の実情を十分認識し、騒音の総量が減少される具体的な措置を早急に行うよう要請
8・23	米軍再編にかかる地方自治体への情報提供と地元の意向の尊重について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	関係自治体への情報提供、地元の意見を聞く機会を設け、地元の意向を尊重して米側との協議にあたることを要請
9・9	基地交付金及び調整交付金に関する要望 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	配分にあたっては、関係市への交付額の増額を要請
10・7	日米共同統合訓練に対する申入れ －市長－	騒音の抑制及び安全の確保を口頭要請
11・5	航空機騒音に対する申入れ －市長－	訓練状況、期間等の明確化と騒音の軽減を要請
11・17	米軍人による交通事故について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	交通教育の徹底、再発防止、被害者への誠意ある対応を要請
11・27	ゴルフボール飛出しに伴う基地内ゴルフ場調査 －市長－	現地確認を行い、再発防止のための対策を講じるよう口頭要請

12・10	米軍機からの部品落下事故について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	事故原因の究明、再発防止、航空機の整備点検と住民の安全に配慮した飛行を行うなど、安全対策の確立、原因と再発防止について早急な広報を行うよう要請
12・13	年末年始の一切の飛行活動の停止について －市長、正副議長、正副基地特委員長－	日本の伝統行事として認識するとともに年末年始の飛行の停止を要請
17・1・14	厚木基地におけるNLPの中止について －市長－	NLP中止と硫黄島への全面移転について要請
1・14	厚木基地における夜間連続離着陸訓練の中止等について －知事、周辺7市長－	全ての訓練を硫黄島で実施することを要請
1・28	深夜の飛行に対する抗議 －市長－	深夜飛行への抗議と騒音軽減措置の厳格な運用を要請
1・28	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について －知事、周辺7市長－	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
2・2	米軍ヘリコプターの不時着について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	航空機事故の防止に万全を期すること及び整備点検、安全教育の徹底、騒音問題の解決を口頭要請
4・7	厚木基地が抱える騒音問題について －市長－	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
4・14	米軍機の部品落下事故について －市長－	原因究明、再発防止及び事故機と同機種 of 整備点検を口頭要請
4・14	米軍機の部品落下事故について －知事、周辺7市長－	安全管理の徹底、原因究明と再発防止を要請
4・18	米軍機の安全管理等について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	安全管理の徹底、原因究明と再発防止を要請
4・28	厚木基地におけるNLP中止について －市長－	厚木基地においてNLPを行わないよう要請
5・20	NLP通告時間内における高騒音機の離着陸訓練の中止について －市長－	全ての訓練を硫黄島で実施することを要請
5・25	厚木基地周辺の騒音区域の見直しについて －綾瀬・座間・海老名各市長－	騒音対象区域及び告示後住宅の対象の拡大について要請
6・6	厚木基地周辺の騒音区域の見直しについて －市長、正副議長、正副基地特委員長－	騒音対象区域及び告示後住宅の対象の拡大について要請
6・21	厚木基地周辺の騒音区域の見直しについて －綾瀬・座間・海老名各市長－	騒音対象区域及び告示後住宅の対象の拡大について要請
7・7	厚木基地周辺の騒音区域の見直しについて －県、綾瀬・座間・海老名各市長－	騒音対象区域及び告示後住宅の対象の拡大について要請
7・13	厚木基地周辺の騒音区域の見直しについて －知事、周辺7市長－	県や市が示した検証結果・疑問等に関する考え方を整理し明確にして見直し案を作成すること、指定案作成の基準・ルールの明確化、指定案作成にあたり街並みを分断しないなど、きめ細かな配慮、告示後住宅について対象住宅の拡大、早急に住民への具体的説明方法を示すことを要請

7・15	基地問題に関する要望 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	米軍基地の整理・縮小・早期返還の推進、厚木基地における航空機騒音の解消、原子力艦の事故による原子力災害の対策の確立、日米地位協定の見直しと運用の適切な改善、住宅防音工事等騒音対策の充実、基地交付金・調整交付金制度の充実などを要請
7・15	在日米軍の再編に係る要請 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	的確な情報提供、関係自治体の意向聴取と意向の尊重を要請
7・30	米海軍ヘリコプターの予防着陸について －市長－	原因究明と再発防止、安全管理の徹底を要請
8・3	厚木基地に関する要望 －市長、正副議長、正副基地特委員長－	基地の整理・縮小・返還、騒音対策を要望
8・31	航空機騒音に関する申入れ －市長－	訓練状況、期間等の明確化と騒音の軽減を要請
9・1	基地交付金及び調整交付金に関する要望 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	基地交付金及び調整交付金の配分にあたっては、関係市への交付額の増額を要請
9・12	米軍軍属による強盗致傷事件に係る要請 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	綱紀粛正と再発防止を要請
9・15	航空機騒音に関する申入れ －市長－	騒音軽減措置の厳格な運用を要請
9・28	ゴルフボール飛出しに関する申入れ －市長－	早期の安全対策の実施と被害者への適切な対応を要請
10・5	厚木基地におけるNLPの中止について －市長－	厚木基地においてNLPを行わないことと硫黄島での完全実施を要請
11・14	年末年始の飛行停止の要請 －市長、正副議長、正副基地特委員長－	日本の伝統行事を理解し飛行しないよう要請
11・28	ゴルフボール飛出しに関する申入れ －市長－	更なる安全対策の実施と被害者への適切な対応を要請
12・9	米軍人による交通事故について －市長－	再発防止に努めるとともに交通安全教育の徹底を口頭要請
12・20	年末年始の航空機の飛行自粛 －知事、周辺7市長－	日本の伝統行事の重要性を認識し、年末年始の時期の飛行の自粛を要請
12・23	米軍人による交通事故について －市長－	再発防止に努めるとともに交通安全教育の徹底を口頭要請
12・26	厚木基地が抱える騒音問題について －市長－	航空機の騒音軽減措置を口頭要請
18・1・12	米軍人による殺人事件について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	厳正なる綱紀粛正、再発防止、遺族への誠実な対応を要請
1・19	厚木基地が抱える騒音問題について －市長－	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を口頭要請
2・21	米軍人による事件の連続発生について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	綱紀粛正及び再発防止の徹底を要請
2・23	海上自衛隊機の深夜飛行について －市長－	航空機の騒音軽減措置の遵守を口頭要請
2・27	ゴルフボールの飛出しに関する申入れ －市長－	再発防止と早期の対策を要請

4・3	住居侵入・器物損壊事件について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	教育訓練、綱紀粛正を口頭要請
4・7	米軍機の飛行機騒音について －市長－	航空機の騒音軽減措置の遵守を口頭要請
5・9	NLP中止要請 －市長－	硫黄島での全面実施及び厚木基地で実施しないよう要請
5・10	NLP中止要請 －知事、周辺7市長－	全ての訓練を硫黄島で実施すること、的確な情報提供を要請
5・23	米軍機の部品落下事故について －市長－	再発防止と原因究明及び安全管理の徹底を要請
5・30	深夜の飛行について －市長－	航空機の騒音軽減措置の遵守と事前の情報提供を口頭要請
5・31	深夜及び日中の飛行について －市長－	航空機の騒音軽減措置の遵守と事前の情報提供を口頭要請
6・1	厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の遵守等について －知事、周辺7市長－	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を要請
6・5	米軍人による公務執行妨害事件について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	綱紀粛正及び事件の再発防止を口頭要請
7・3	米軍人による交通事故（酒気帯び）について －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	交通教育の徹底による再発防止と誠実な被害者への対応を要請
7・28	厚木基地に関する要望 －市長、正副議長、正副基地特委員長－	基地の整理・縮小・返還、騒音対策と硫黄島の代替施設の早期選定を要請
9・1	基地交付金及び調整交付金に関する要望 －神奈川県基地関係県市連絡協議会－	基地交付金及び調整交付金の配分にあたっては、関係市への交付額の増額を要請
10・2	NLP中止要請 －市長－	硫黄島での全面実施及び厚木基地では実施しないよう要請
10・31	ゴルフボール飛出しに関する申入れ －市長－	再発防止のための対策を早急に講じるよう要請
11・30	年末年始の飛行停止の要請 －市長、正副議長、正副基地特委員長－	日本の伝統行事を認識し、年末年始は飛行しないよう要請
19・2・28	米軍機の部品落下事故について －市長－	原因究明と安全管理の徹底及び再発防止を口頭要請
3・8	米軍機の飛行機騒音について －市長－	航空機の騒音軽減措置の厳格な運用を口頭要請
3・8	「桜祭り」の開催に伴う周辺住民への対応について －市長－	十分な駐車場の確保と違法駐車への対応及び周辺住民への配慮を要請

(注) 周辺7市長 綾瀬市長、大和市長、藤沢市長、相模原市長、海老名市長、座間市長、横浜市長

主な要請先 外務大臣、総務大臣、防衛施設庁長官、横浜防衛施設局長、米大使館、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官

2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第2条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展

させる。

第4条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第5条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第10条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連

合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介

藤 山 愛一郎

石 井 光次郎

足 立 正

朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の 地位に関する協定（抄）

昭和35年1月19日ワシントンで署名
昭和35年6月23日効力発生

第1条（用語の意義）

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21才未満の子
 - (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条（施設・区域の提供等）

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の

返還を目的としてたえず検討することに同意する。

- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条（施設・区域に関する措置）

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信、又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。
日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない。

第4条（施設の返還）

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用し

ない。

第18条（請求権の放棄）

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
 - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の会務の執行中に生じた場合
 - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。
海難救助について的一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。
ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
 - (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
 - (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
 - (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従って分担される。
 - (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
 - (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の行為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外

の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。

- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a) から (d) まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
 - (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
 - (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
 - (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行わなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）の公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e) の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

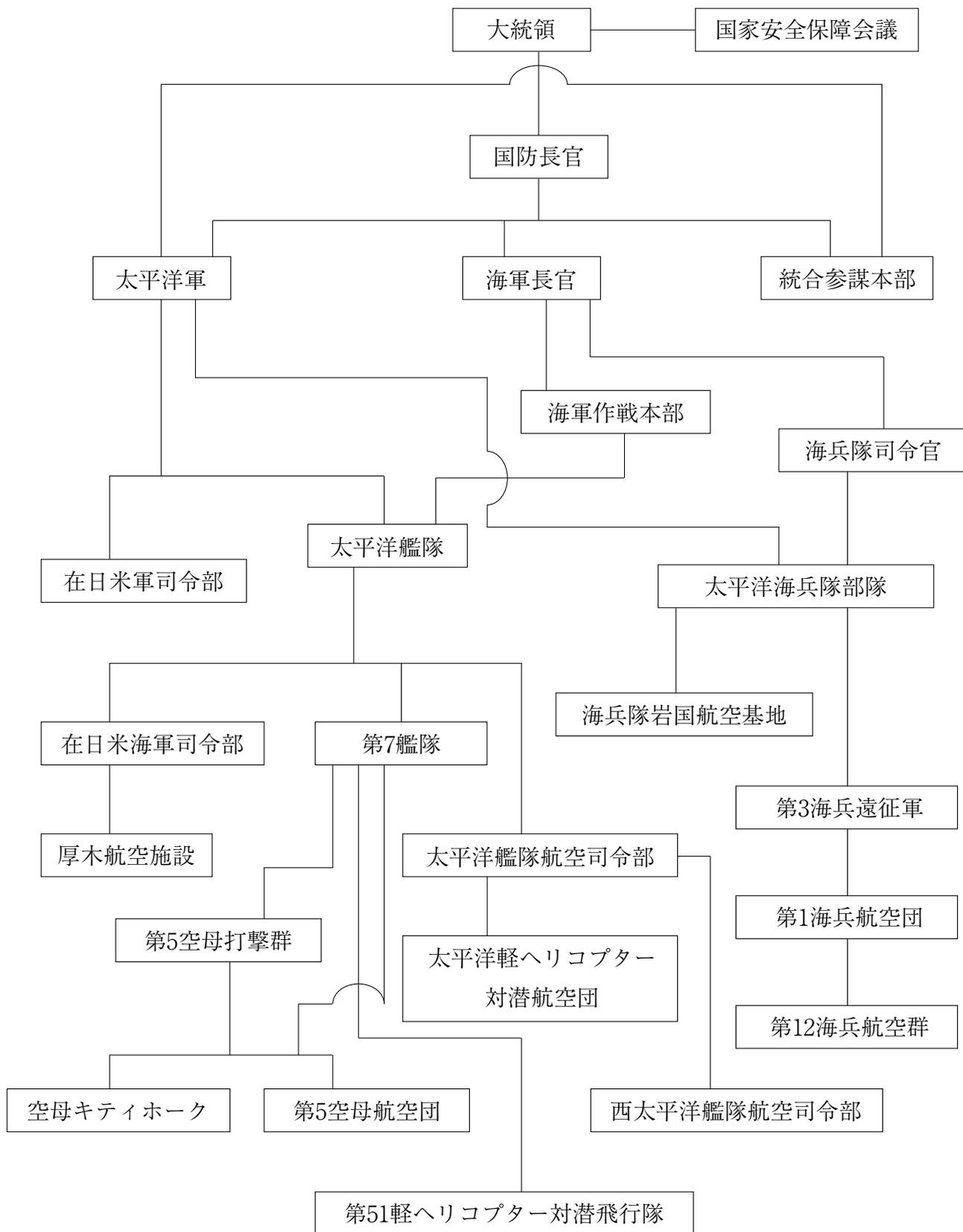
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
 - (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
 - (c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
 - (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行われたものでない限り合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b) の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (f) に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き漬さなければならない。
 - (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有すること

のある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によって処理する。

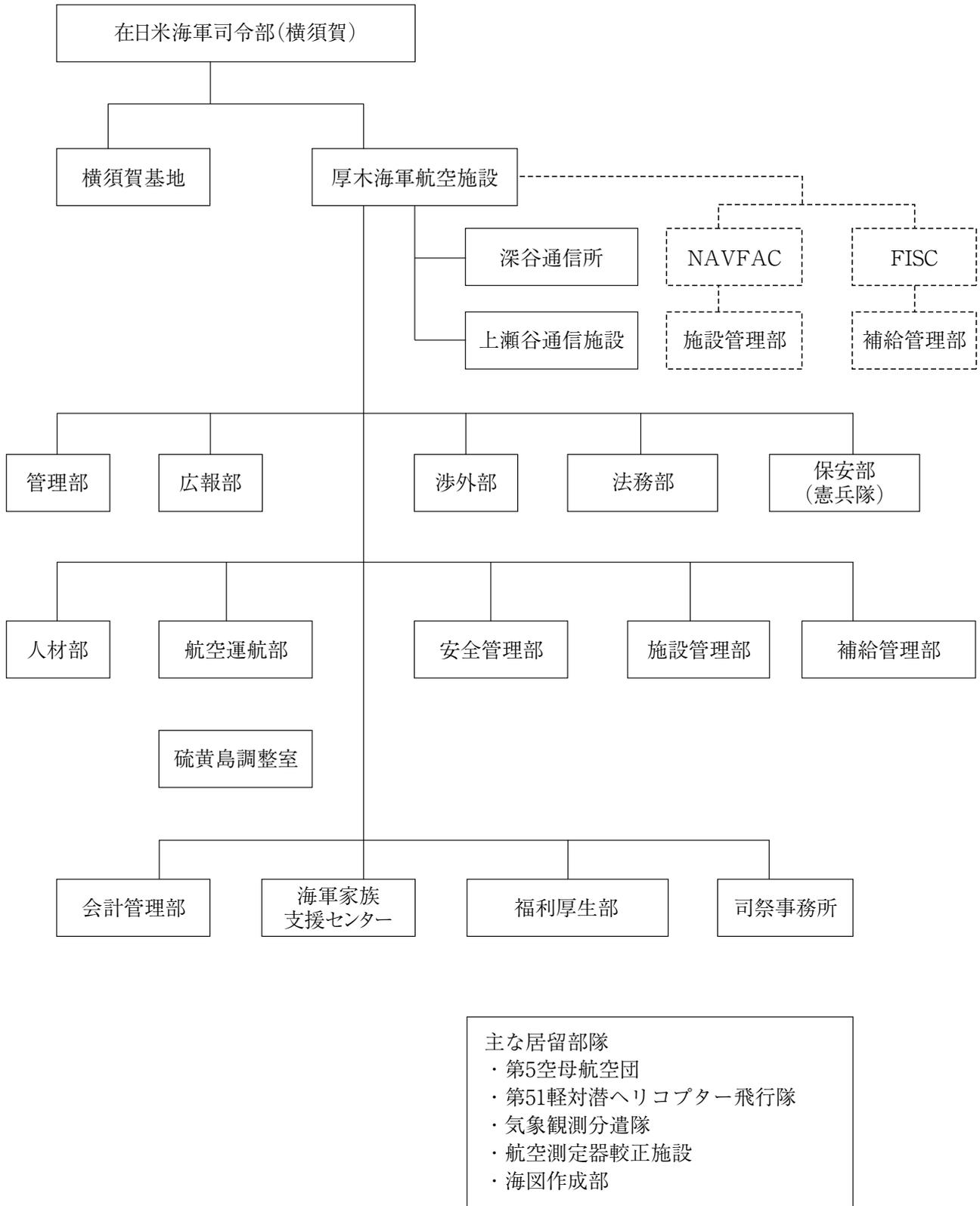
(以下省略)

4 米海軍組織図



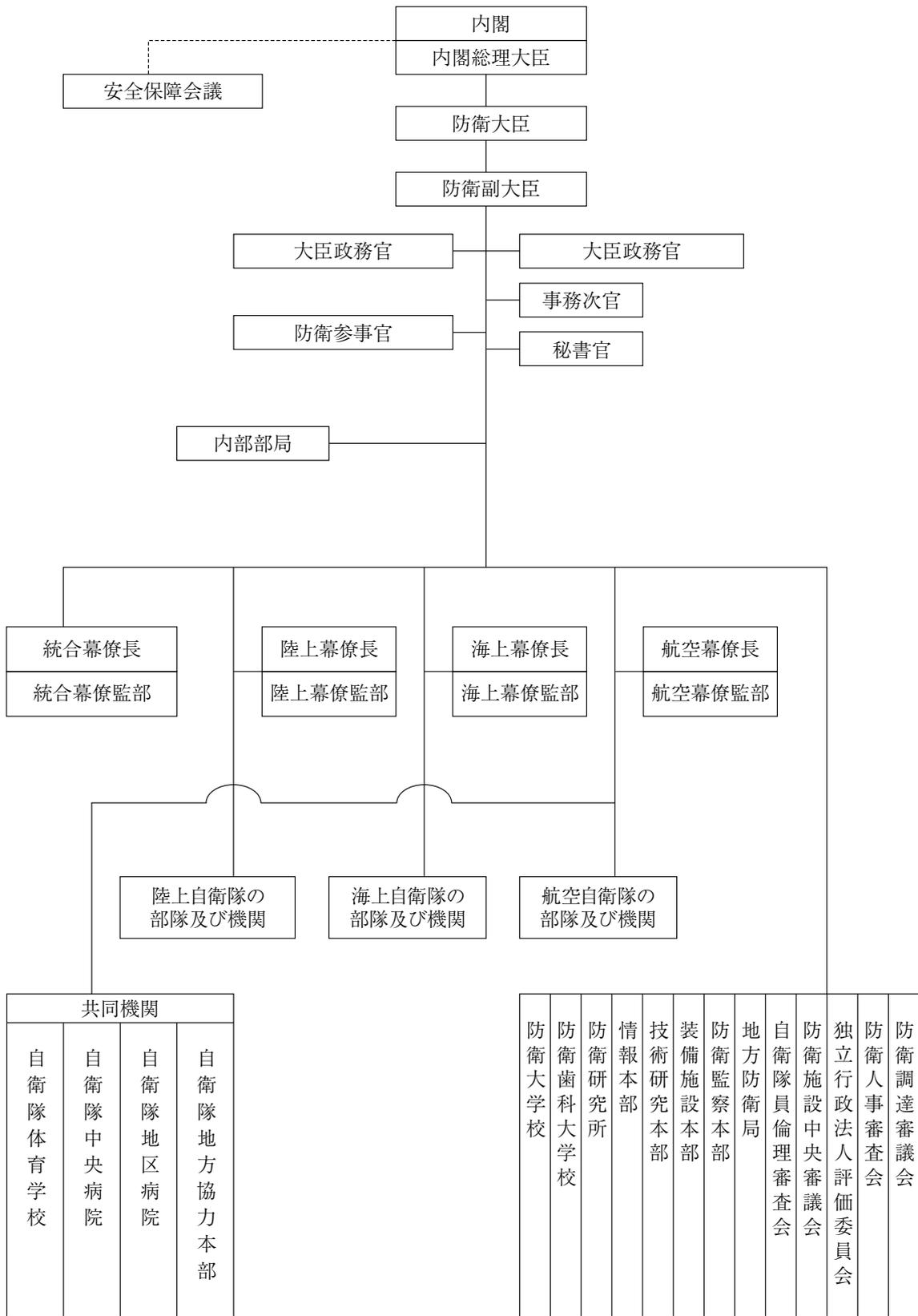
(平成19年12月末現在)

5 米海軍厚木航空施設組織図



(平成19年12月末現在)

6 防衛省・自衛隊の組織図



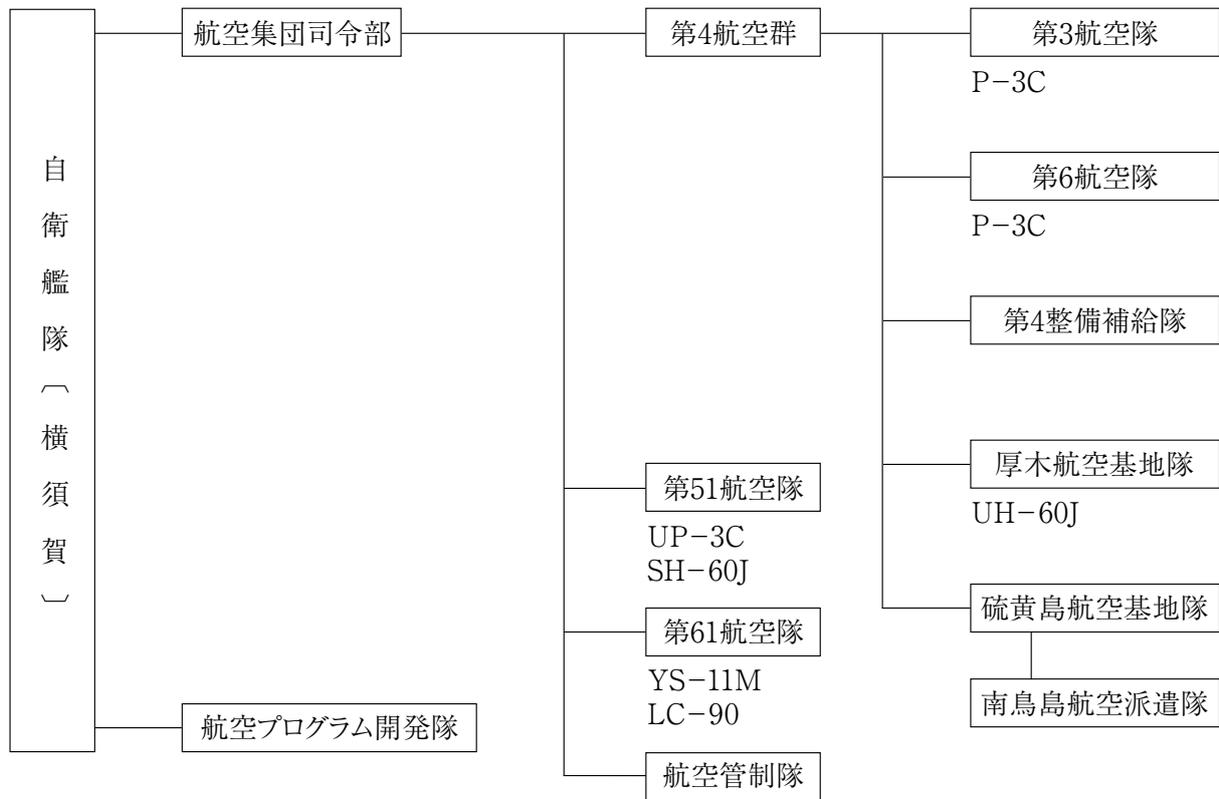
(防衛省ホームページより)

7 海上自衛隊の組織図



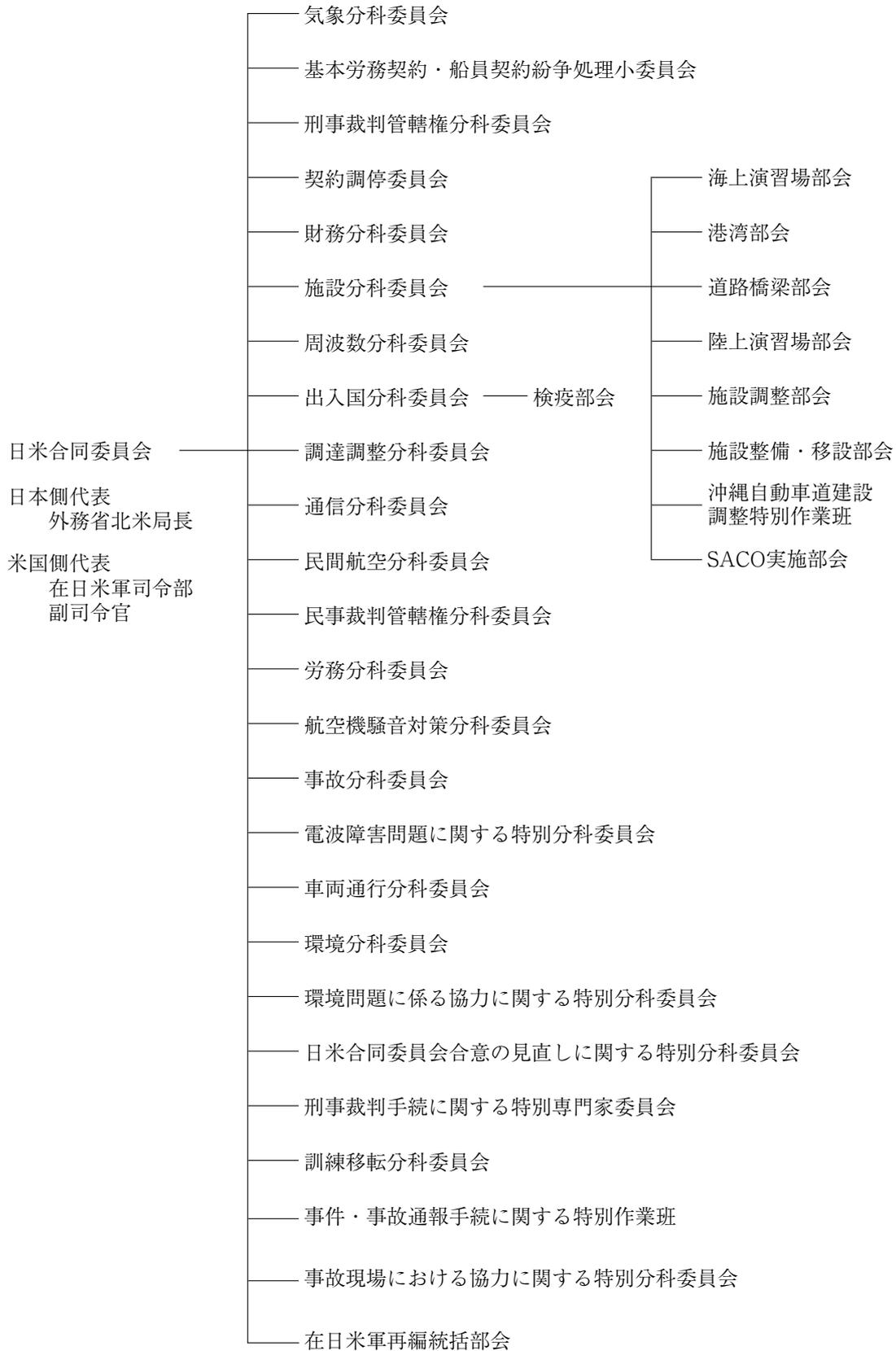
(防衛省ホームページより)

8 海上自衛隊厚木航空基地組織図



(海上自衛隊ホームページより)

9 日米合同委員会組織図



(外務省ホームページより)

10 県内提供施設一覧表

(平成19年12月31日現在)

施設名	軍別	面積 (千㎡)	所在地
根岸住宅地区	海	429	横浜市
横浜ノースドック	陸	550	横浜市
富岡倉庫地区	海	29	横浜市
上瀬谷通信施設	海	2,422	横浜市
深谷通信所	海	774	横浜市
鶴見貯油施設	海	184	横浜市
吾妻倉庫地区	海	815	横須賀市
横須賀海軍施設	海	2,363	横須賀市
浦郷倉庫地区	海	194	横須賀市
池子住宅地区及び海軍補助施設	海	2,884	逗子市、横浜市
相模総合補給廠	陸	2,144	相模原市
相模原住宅地区	陸	595	相模原市
キャンプ座間	陸	2,346	相模原市、座間市
厚木海軍飛行場	海	5,069	大和市、綾瀬市、海老名市
長坂小銃射撃場	海	97	横須賀市
計 (15施設)		20,895	

(注) 100㎡以下四捨五入のため各施設の和は合計と一致しない。

(南関東防衛局調べ)

綾瀬市と厚木基地

平成20年3月

発行 綾瀬市

編集 企画部基地対策課

この用紙は再生紙を使用しています。

